

令和2年5月21日

徳島大学教職員労働組合
中央執行委員長代行 殿

国立大学法人徳島大学長
徳島大学危機対策本部長
野 地 澄 晴

新型コロナウイルス対策として、特例措置以外での在宅勤務実施の要望（回答）

令和2（2020）年4月28日付けで要望のありました標題のことにつきまして、下記のとおり回答いたします。

記

- 1) 「自宅待機における体調確認期間」の特例措置としてだけでなく、コロナ対応が必要な期間中の教職員の在宅勤務を可能とすることを要望します。

教職員の方々には、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針及び新型コロナウイルス感染症に関する就業措置」により、感染拡大防止の対応を依頼しているところですが、政府による緊急事態宣言の一部解除及び徳島県内の感染状況も踏まえ、現時点では、本学の新型コロナウイルス感染症に対する事業継続計画（BCP）はレベル1と判断し、感染拡大に最大限の配慮をした上で、通常通りの勤務を行うことと決定しています。

なお、貴教職員労働組合から要望のありました教職員のテレワーク（在宅勤務）導入については検討済みであり、今後の事業継続計画（BCP）のレベルの引き上げに応じ、教職員のテレワーク（在宅勤務）を導入する予定としています。

今後も引き続き危機対策本部では、新型コロナウイルスの感染状況を確認し、感染拡大防止のため、病院感染制御部の感染制御の専門医師の意見も踏まえ、教育活動、研究活動及び大学運営に関する本学の事業継続計画（BCP）を決定していきます。

以上